別表

社会福祉法人認可等手続一覧

社会福祉法 　　　　-------- 法

〃　　施行規則 -------- 施行規則

定款例　　　　　　 -------- 定

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所用手続 | 根拠等 | | 手続を必要とするとき | 様式 | 提出部数 | 提出先 | | | 備考 |
| 法令等 | 定款  例 | 正本 | 副本 |  | |
| 設立認可申請 | 法第31条第1項  施行規則2条第1～３項 |  | 新たに法人を設立しようとするとき | 第1号 | 1 | 1 | 福島市長 | |  |
| 法人設立登記及び財産移転完了届 | 法第29条  施行規則2条第4項 |  | 設立の認可を受けたときは遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を完了した後1か月以内 | 第2号 | 1 | 不要 | 福島市長 | |  |
| 定款変更認可申請 | 法第45条の36第2項  施行規則3条第1～3項 | 定第38条  第1項 | 定款の記載事項に変更の必要が生じたとき(ただし、施行規則4①に規定されている定款変更届事項を除く) | 第3号 | 1 | 1 | 福島市長 | |  |
| 定款変更届 | 法第45条の36第4項  施行規則第3、4条 | 定第38条  第2項 | 事務所の所在地、基本財産の増加、公告の方法の変更を目的とする定款変更をしたとき | 第4号 | 1 | 不要 | 福島市長 | |  |
| 法人理事長変更届 |  |  | 法人理事長が変更されたとき | 第5号 | 1 | 不要 | 福島市長 | |  |
| 基本財産処分承認申請 | 平成12.12.1  障第890号  社援第2618号  老発第794号  児発第908号  第2の2の(1)、第5の(2) | 定第29条 | 基本財産となっている土地、建物等の売却、賃借権の設定等財産価値に変動をきたす行為を行おうとするとき | 第6号 | 1 | 1 | 福島市長 |  | | |
| 基本財産担保提供承認申請 | 平成12.12.1  障第890号  社援第2618号  老発第794号  児発第908号  第2の2の(1)、第5の(1)(2) | 定第29条 | 基本財産となっている土地、建物等を担保に供しようとするとき(ただし、福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合、所轄庁の承認は必要としない旨の定款に定めのある場合を除く) | 第7号 | 1 | 1 | 福島市長 |  | | |
| 合併認可申請  新設合併  吸収合併 | 法第50条第3項、  第54条の6第2項  施行規則第6条 |  | 2以上の社会福祉法人が合併しようとするとき | 第8号  (1)新設用  (2)吸収用 | 1  1 | 1  1 | 福島市長 |  | | |
| 解散認可・認定申請 | 法第46条第2項  施行規則第5条 | 定第36条 | 評議員会の決議又は目的たる事業の成功の不能により解散しようとするとき | 第9号 | 1 | 1 | 福島市長 |  | | |
| 解散の届出 | 法第46条第3項 |  | 定款に定めた解散事由の発生又は破産によって解散したとき | 第10号 | 1 | 不要 | 福島市長 |  | | |
| 清算結了の届出 | 法第47条の5 |  | 残余財産を定款の定めにより、帰属すべき者に帰属させようとするとき | 第11号 | 1 | 不要 | 福島市長 |  | | |